

《平成 18 年度著作権重要判決紹介》

集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム「選撮見録」事件第一審判決

(大阪地判平成 17 年 10 月 24 日, 平成 17 年 (ワ) 第 448 号)

平成 18 年度著作権委員会 委員 川本 真由美

目次

1. 事件の意義
2. 事件の概要
3. 主な争点
4. 判示事項
5. 考察

1. 事件の意義

著作権法では、112 条 1 項で「著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対して、その侵害の停止又は予防を請求することができる」旨定めているが、特許法 101 条に相当するような侵害の幫助者による間接的行為を侵害と擬制する規定はない。本件は、侵害に用いられる機器の販売の差止請求を、著作権法 112 条第 1 項を類推適用して認容した事案である。

本件は控訴され未確定であるが、本稿が控訴審判決を参照される際の一資料になれば幸いである。

2. 事件の概要

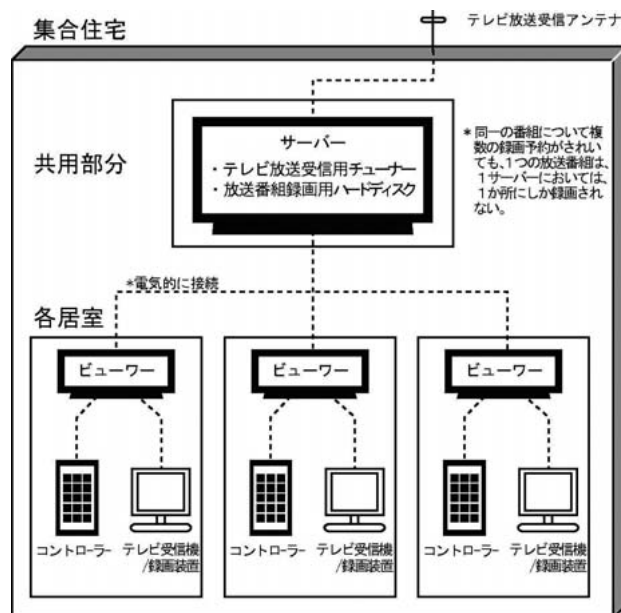
本件は、大阪市に所在するテレビ放送事業者である原告らが、被告が販売する集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステム「選撮見録」（以下「被告商品」という。）が、原告らがテレビ番組の著作者として有する著作権（複製権及び公衆送信権）並びに原告らが放送事業者として有する著作隣接権（複製権及び送信可能化権）の侵害にもっぱら用いられるものであると主張し、上記各権利に基づいて、被告商品の使用等及び販売の差止め並びに廃棄を請求した事案である。

被告商品は、大要、集合住宅の共用部分（管理人室等）に設置されるテレビ放送受信用チューナーと放送番組録画用ハードディスクを備えたサーバーと、それらと電氣的に接続された集合住宅の各居室に設置される各利用者用のビューワー及びこれ进行操作するコントローラーからなり、利用者のビューワーからの指示に

よって、自動的に放送番組をサーバーに録画し、その録画を再生するものである。

尚、原告らのテレビ番組の著作権に基づく請求は、原告らの提出した証拠から当該著作権の帰属及び著作物性の有無について判断できないことなどを理由に斥けられている。

よって、後述する本件の判断は、全て原告らが放送事業者として有する著作隣接権（複製権及び送信可能化権）についてのものである。



3. 主な争点

- (1) 被告商品の利用者が「公衆」といえるか否か。
- (2) 被告は、複製行為ないし送信可能化行為の主体か否か。
- (3) 被告が複製ないし送信可能化の主体ではない場合における被告商品の販売の差止等の可否。

4. 判示事項

争点 (1) について：裁判所は「被告商品においては、番組の録画は、録画予約をしたビューワーの数に

かわらず、サーバーのハードディスク上の1か所のみ、1組のみの音声及び映像の情報が記録されるものである。したがって、あらかじめ録画予約の指示をしたビューワーすべてに対し、その要求に応じて、記録された単一の情報が信号として送信されるものであるから、その人数の点を別とすれば、被告商品の利用者は、『公衆』であることを妨げる要素を含んでいないものではない、「被告商品においては、集合住宅向けに販売される以上、少なくとも10個以上は接続されるものと推認される」として、「被告商品の利用者の数は、公衆送信の定義に関して『公衆』ということに妨げない程度に多数であるというべきである」と認定した。

争点(2)について：裁判所はまず、「被告は、被告商品を販売するとしても、直接には、複製行為や送信可能化行為をするわけではない。」とした上で、「しかしながら、直接には、複製行為あるいは送信可能化行為をしない者であっても、現実の複製行為あるいは送信可能化行為の過程を管理・支配し、かつ、これによって利益を受けている者がいる場合には、その者も、著作権法による規律の観点からは、複製行為ないし送信可能化行為を直接に行う者と同視することができ、その結果、その者も、複製行為ないし送信可能化行為の主体となるということができると解するのが相当である。」と判示し、被告商品の設置者、すなわち、「集合住宅が賃貸住宅である場合には集合住宅全体の所有者、集合住宅が区分所有に係るものである場合には、管理組合ないし管理組合法人」が、複製行為ないし送信可能化行為の主体であると認定した。

次に、「設置者が複製行為ないし送信可能化行為の主体であるとしても、他に同行為の主体が存在し得ないというのではなく、被告も共同で、又は重疊的に同行為の主体となっている可能性もある」と判示し、被告の被告商品への管理・支配性、利益の帰属を検討した上で、「被告の、被告商品による録画行為に対する管理・支配の程度が強いということはず、その受けている利益（保守業務の対価）も高いかどうか明確なものでもないため、全体として見て、被告は、設置者が被告商品によって録画する行為を補助しているということではできても、録画の主体として被告商品により録画しているというためには、これを認めるに足りる証拠がない」として、「被告商品による放送に係る音及び映像の複製ないし放送の送信可能化の主体

を、被告と認定することはできない」と判断した。

尚、裁判所は、複製の主体（設置者）とその使用者（ビューワーが設置された各居室の入居者）が異なることを理由に、被告が主張した私的使用のための複製の抗弁（著作権法102条1項が準用する同法30条1項本文）を斥けている。

争点(3)について：裁判所は、著作権法112条1項の適用を明確に否定した上で、同項の類推適用による差止めを認めている。

著作権法112条1項の適用については、「もっぱら権利侵害にのみ用いられるような器具の販売といった、権利侵害に至る高度の現実的・具体的蓋然性を有する間接的行為が行われた場合には、その後、権利侵害が行われる蓋然性は極めて高いものといえることができる。」とした上で、著作隣接権の侵害行為は、著作権法119条により犯罪とされていること、一方、著作権法では、特許法101条のように、本来は侵害行為とはいえない行為を、権利侵害に結びつく蓋然性の高さから侵害行為として法律上擬制するような規定が存在しないことを述べ、「間接行為が、たとえ直接行為と異なる程度に権利侵害実現の現実的・具体的蓋然性を有する行為であったとしても、直ちにこれを、著作隣接権の侵害行為そのものであるということではできないから、被告商品の販売行為そのものを原告らの著作隣接権を侵害する行為とすることはできない」と結論づけた。

著作権法112条1項の類推適用については、「①被告商品の販売は、これが行われることによって、その後、ほぼ必然的に原告らの著作隣接権の侵害が生じ、これを回避することが、裁判等によりその侵害行為を直接差し止めることを除けば、社会通念上不可能であり、②裁判等によりその侵害行為を直接差し止めようとしても、侵害が行われようとしている場所や相手方を知ることが非常に困難なため、完全な侵害の排除及び予防は事実上難しく、③他方、被告において被告商品の販売を止めることは、実現が容易であり、④差止めによる不利益は、被告が被告商品の販売利益を失うことに止まるが、被告商品の使用は原告らの放送事業者の複製権及び送信可能化権の侵害を伴うものであるから、その販売は保護すべき利益に乏しい」との差止めの必要性に関する事情を認定した上で、「このような場合には、侵害行為の差止め請求との関係では、被告商品の販売行為を直接の侵害行為と同視し、その行

為者を『著作隣接権を侵害する者又は侵害するおそれのある者』と同視することができるから、著作権法112条1項を類推して、その者に対し、その行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である」と判示した。

さらに、「…その行為が行われることによって、その後、ほぼ必然的に権利侵害の結果が生じ、その回避が非常に困難である行為は、権利を直接侵害する行為ではないものの、結果としてほぼ確実に権利侵害の結果を惹起するものであるから、その結果発生まで一定の時間や他者の関与が必要になる場合があるとしても、権利侵害の発生という結果から見れば、直接の権利侵害行為と同視することができるものである」と判示し、「物権的請求権においては、具体的行為の差止めを求め得る相手方は、必ずしも妨害行為を主体的に行った者に限定されるものではない」こととの対比において「著作隣接権の性質を考慮すれば、上記のような行為については、その侵害態様に鑑み、差止めの請求を認めることが合理的である」との理由も述べている。

5. 考察

以下、上記争点(2)及び(3)につき、被告を侵害行為の主体と認定できないとし、著作権法112条第1項を類推適用した裁判所の視点を、同種の事案と対比しつつ考察したい。

(1) 上記争点(2)について

行為者が侵害行為の主体と評価できるか否かについては、「キャッツアイ事件」(最判昭和63年3月15日、昭和59年(オ)第1204号)で判示された、支配管理性－利用者を支配・管理しているか否か、営業上の利益の帰属－その支配・管理により営業上の利益を得ているか否かという、「カラオケ法理」とも呼ばれる規範に基づいて判断されている。

同様の事例として、「録画ネット事件」(東京地判平成16年10月7日、平成16年(ヨ)22093号、知財高裁平成17年11月15日、平成17年(ラ)10007号)がある。同事件では、海外等の遠隔地の利用者に販売したテレビチューナー付きのパソコンを事務所内にまとめて設置して放送番組を受信可能な状態にし、各利用者がインターネット回線を通じて同商品を利用してテレビ番組を録画して視聴できる環境を提供する事業者に対し、同サービスにおける放送番組の録音又は録

画の差止めを認めている。

支配管理性については、「録画ネット事件」では、事業者が、利用者に販売したテレビチューナー付きのパソコンその他サービスの提供に必要な機器類及びソフトウェアを自ら調達・所有して一体として管理していること、録画可能な放送を設定していること、利用者からの問い合わせに個別に回答する等のサービスを行っていること、及び事業者が運営するウェブサイト上で認証を受けなければ利用者が同パソコンにアクセスできないこと等を理由に、事業者が複製行為の管理主体であると判断している。

一方、本件では、被告商品は設置者の共用部分ないし各居室に設置されており、設置者と被告間で保守業務委託契約があるものの、「被告商品は、本来は自動的に運用可能な商品であって、現在では不具合発生の際(リモート保守をしなくとも、その都度被告従業員が現場に行けば足りる程度の頻度)に被告が補修すれば足りる性質のものではないかとの疑問が払拭できず、被告の保守業務が「電気機器に通常みられる保守を超えている」とは直ちにいいがたいこと、さらに受信すべきテレビ放送のチャンネル選択は購入側に決定権があることなどを理由に、「被告が導入後の被告商品を管理・支配しているとはいえない。」と判断している。

営業上の利益の帰属については、「録画ネット事件」では、事業者が毎月の保守費用の名目で利益を得ていると認定して利益の帰属主体と判断しているが、本件では、被告商品が「本来は自動的に運用可能な商品であるとすれば、被告としては、被告商品が販売された後、実際に使用されようとされまいと、利益状況には変わりがないことになるから、被告商品の販売により被告が受ける利益は、被告商品によって録画行為が行われることにより被告が受ける利益ということとはできない。」と結論づけている。

本件と「録画ネット事件」を対比すれば、行為者が、当該商品の所有ないし管理者であるか否か、保守サービスが侵害行為の過程において行われるものであるか否か、受信するテレビ放送の決定権を有するか否かが、侵害行為の主体と評価できるか否かの判断を分けたものと思われる。

尚、本件における「被告は『被告商品の利用者を自己の手足として著作隣接権侵害行為を行わせる』ということができる」との原告の主張に対しては、裁判所

は、「マンションに被告商品を採用するのは、被告商品の設置者であって、設置者には、被告商品を採用（購入）するかしないかの自由があるから、設置者によって採用された後の被告商品の利用者である各居室の入居者を被告の手足と評価することはできない」と判断している。

(2) 上記争点 (3) について

行為者を侵害の幫助者と認定して差止めを認めた事案として、「ヒットワン事件」（大阪地判平成 15 年 2 月 13 日，平成 14 年（ワ）第 9435 号）がある。同事件は、通信カラオケ業者に対し、音楽著作物の使用許諾を得ていない社交飲食店 93 店舗に対するカラオケ楽曲データの使用禁止措置をすることを命じたものであるが、通信カラオケ業者を侵害主体に準じるものと評価できる幫助者と認定して著作権法 112 条 1 項を適用した点で本件と異なる。

「ヒットワン事件」は、「カラオケ装置のリース業者は、リース契約の相手方に対し、当該音楽著作物の著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結すべきことを告知するだけでなく、上記相手方が当該著作権者との間で著作物使用許諾契約を締結し又は申込みをしたことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条項上の注意義務を負う」とした「ビデオメイツ事件」（最判平成 13 年 3 月 2 日，平成 12 年（受）第 222 号）の判示を踏襲し、通信カラオケ業者が、各店舗の経営者が現に音楽著作物の使用許諾を得ていないことを知りながらカラオケ装置のリースを継続していることを理由に、「著作権侵害行為を故意に幫助している者」と認定した。その上で、「侵害行為の主体たる者でなく、侵害の幫助行為を現に行う者であっても、

①幫助者による幫助行為の内容・性質，②現に行われている著作権侵害行為に対する幫助者の管理・支配の程度，③幫助者の利益と著作権侵害行為との結び付き等を総合して観察したときに、幫助者の行為が当該著作権侵害行為に密接な関わりを有し、当該幫助者が幫助行為を中止する条項上の義務があり、かつ当該幫助行為を中止して著作権侵害の事態を除去できるような場合には、当該幫助行為を行う者は侵害主体に準じるものと評価できるから、同法 112 条 1 項の『著作権を侵害する者又は侵害するおそれがある者』に当たるものと解するのが相当である」と判示して、著作権法 112 条 1 項を適用している。

一方、本件では、被告の行為について、「条項上の義務違反」、「故意の幫助行為」の認定はなく、差止めの必要性（上記「4. 判示事項 争点 (3) について」①から④）及び合理性を理由に著作権法 112 条 1 項の類推適用による差止めを認めている。

差止めの内容については、「ヒットワン事件」は、使用許諾を得ずにカラオケ装置を使用し続けた 93 店舗に対する行為に限られるのに対し、本件では、原告の放送地域の範囲内での被告商品の販売行為の差止めを認めており、侵害を行った相手方への行為に限定していない点でより広範であるといえる。

不法行為を理由とする差止め請求が一般に認められていない現状において、差止めの必要性及び合理性を理由に著作権法 112 条 1 項を類推適用した本判決は、本件のような侵害の幫助者による間接的行為に関する立法の必要性を示唆するものであるようにも思われる。

(原稿受領 2007.3.15)